



島根県報

令和4年3月15日（火）

第 294 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

県有自動車管理規則の一部を改正する規則	（総務事務センター）	2
社会福祉法施行細則の一部を改正する規則	（地 域 福 祉 課）	9

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	19
換地処分（2件）	（農 村 整 備 課）	19
森林法第189条の規定による告示及び掲示（5件）	（森 林 整 備 課）	19

【内水面漁管委指示】

ニホンウナギの採捕の禁止		22
--------------	--	----

公布された条例等のあらまし

◇県有自動車管理規則の一部を改正する規則（規則第29号）

1 規則の概要

- (1) 出納局会計課長、西部県民センター所長及び西部県民センター益田事務所長を庁用車管理者とすることとした。
(第2条・第5条関係)
- (2) 庁用車のうち、出納局会計課長が集中管理し、かつ、職員が旅行に使用するものを、貸出車と定義することとした。
(第2条関係)
- (3) 総務事務センター長が別に定める県有自動車については、総務事務センター長への登録事項等の報告を要しないこととした。
(第3条関係)
- (4) 貸出車の使用の申込みは、原則として施設予約システムを用いて行うこととした。
(第6条関係)
- (5) 公用車の使用手続に係る様式の整備（第7条・様式第1号関係）
- (6) 県有自動車の運行状況を報告するための様式の整備（第11条・第12条・様式第1号—様式第3号関係）
- (7) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行により、安全運転管理者は運転開始前及び終了後に酒気帯びの有無を確認することとされたことに伴う規定及び様式の整備（第13条・様式第1号・様式第2号・様式第4号関係）
- (8) 行政手続における押印等の見直し等に係る様式の整備（様式第1号・様式第2号・様式第5号関係）

2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

◇社会福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第30号）

1 規則の概要

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行等に伴う規定及び様式の整備（第8条—第12条・様式第9号・様式第11号—様式第15号関係）

2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

規 則

県有自動車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月15日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第29号

県有自動車管理規則の一部を改正する規則

県有自動車管理規則（昭和38年島根県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「隠岐支庁長、県民センター所長及び県民センター各事務所長をいう。以下」を「西部県民センター所長及び西部県民センター益田事務所長をいう。第6条において」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 貸出車 庁用車のうち、出納局会計課長が集中管理し、かつ、職員が旅行に使用する自動車をいう。

第3条中「（以下）」の次に「この条及び次条において」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、総務事務センター長が別に定める県有自動車にあっては、この限りでない。

第5条第2項中「隠岐支庁県民局総務課長、東部県民センター総務管理部総務課長、西部県民センター総務企画部総務

課長及び県民センター各事務所総務課長をいう。以下」を「西部県民センター総務管理部総務課長及び西部県民センター益田事務所総務課長をいう。次条において」に改める。

第6条に次の2項を加える。

- 4 貸出車を使用しようとする者は、前3項の規定にかかわらず、施設予約システム（電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により県有施設又は県有自動車等の使用の申込みに関する事務を処理するものをいう。次項において同じ。）により使用の申込みをするものとする。ただし、出納局会計課長が別に定める方法により申込みをする場合は、この限りでない。
- 5 前項本文の場合において、貸出車を使用しようとする者は、施設予約システムによる申込みのとおり当該貸出車を使用することができる。ただし、当該貸出車を使用するときまでに、出納局会計課長が使用中止等の指示をした場合は、この限りでない。

第7条中「自動車運転記録簿兼公用車使用簿」を「公用車運転記録及び使用簿兼アルコール検査記録簿」に改める。

第11条第2号中「道路交通法」の次に「（昭和35年法律第105号）」を加え、同条中第5号及び第6号を削る。

第13条を第15条とする。

第12条第3項中「様式第3号」を「様式第5号」に改め、同条を第14条とする。

第11条の次に次の2条を加える。

（県有自動車の運行状況の報告等）

第12条 県有自動車の運転者は、運転を終わったときは、次の各号に掲げる県有自動車の区分に応じ、当該各号に定める様式により、運行の状況を当該県有自動車を管理する課等の長に報告しなければならない。

- (1) 貸出車以外の庁用車 庁用車運転記録簿兼アルコール検査記録簿（様式第2号）
- (2) 貸出車 貸出車運転記録簿（様式第3号）
- (3) 公用車 公用車運転記録及び使用簿兼アルコール検査記録簿

- 2 県有自動車（第8条第1項の規定により専用を許可された公用車を除く。）の運転を終わったときは、直ちに当該県有自動車の鍵を第5条の規定により保管するものとされた職員に返納しなければならない。ただし、勤務時間外において当該職員が既に勤務していないときは、守衛又は当直員に当該県有自動車の鍵を預け、翌朝当該職員に返納するものとする。

（酒気帯びの有無の確認）

第13条 安全運転管理者等（道路交通法第74条の3第1項の規定により選任された安全運転管理者を置く課等にあつては当該安全運転管理者をいい、それ以外で県有自動車を管理する課等にあつては当該課等の長をいう。以下この条において同じ。）は、運転者に対して運転業務開始前及び運転業務終了後に酒気帯びの有無の確認を行わなければならない。

- 2 安全運転管理者等は、前項の規定により運転者の酒気帯びを確認したときは、運転業務に従事させてはならない。
- 3 安全運転管理者等は、第1項の確認を行ったときは、次の各号の県有自動車の区分に応じ、当該各号に定める様式に確認事項を記録し、翌年度の4月1日から起算して1年以上保存しなければならない。
 - (1) 貸出車以外の庁用車 庁用車運転記録簿兼アルコール検査記録簿
 - (2) 貸出車 貸出車アルコール検査記録簿（様式第4号）
 - (3) 公用車 公用車運転記録及び使用簿兼アルコール検査記録簿
- 4 安全運転管理者等は、庁用車を使用させる場合又は公用車を管理する課等に所属する職員以外の者に当該公用車を使用させる場合にあつては、前3項の規定にかかわらず、当該県有自動車を運転する者の所属する課等の長に前3項に規定する業務を行わせるものとする。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 7 条、第 12 条、第 13 条関係)

公用車運転記録及び使用簿兼アルコール検査記録簿

車名	登録番号	年式	型式	型式	車検有効期間	備考

使用許可 課等の長	使用者氏名 (同乗者) 運転者氏名	使用年月日 運行時間	用務	用務先	運行報告		備考 (燃料 1)	アルコール検査		
					課等の長	報告		走行距離数 km	運転業務開始前	確認者
		/ : ~ :						確認者	確認時刻	確認時刻
								検知器使用 有	酒気帯びの 有・無	酒気帯びの 有・無
								確認方法	その他必要な指示事項	確認方法
								確認者	確認時刻	確認時刻
								検知器使用 有	酒気帯びの 有・無	酒気帯びの 有・無
								確認方法	その他必要な指示事項	確認方法

注 アルコール検査の確認方法は、対面以外で行った場合のみ、その方法（電話等）を記載すること。

様式第2号 (第12条、第13条関係)

庁用車運転記録簿兼アルコール検査記録簿

車名	登録番号	年式	型式	乗車人員	使用者及び行先	燃料	備考	運転者	
								職	氏名
車									

課等の長	月日	使用課	運転時間	走行距離数			乗車人員	使用者及び行先	燃料	備考	アルコール検査				
				km	出発時指数	帰庁時指数					アルコール検査		アルコール検査		
			出発時刻 :			人		1			運転業務開始前	確認者	確認時刻 :	運転業務終了後	確認時刻 :
	/		帰庁時刻 :									検知器使用 有・無	酒気帯びの有無 有・無		酒気帯びの有無 有・無
			所要時間									確認方法	その他必要な指示事項		その他必要な指示事項
課等の長	月日	使用課	運転時間	走行距離数			乗車人員	使用者及び行先	燃料	備考	アルコール検査				
			出発時刻 :	km		人		1			運転業務開始前	確認者	確認時刻 :	運転業務終了後	確認時刻 :
	/		帰庁時刻 :									検知器使用 有・無	酒気帯びの有無 有・無		酒気帯びの有無 有・無
			所要時間									確認方法	その他必要な指示事項		その他必要な指示事項

注 アルコール検査の確認方法は、対面以外で行った場合のみ、その方法（電話等）を記載すること。

様式第3号中「第12条関係」を「第14条関係」に改め、「**四**」を削り、

「

事故者職 氏 名

を「

事 故 者 職 氏 名

に、

車 種・ 車 名

を「

車両登録 番 号

に、

庁用車 の別 公用車

」

庁・公用車

を

「

車種・ 車 名

に、

公用又は私 用中の別

亡失又は 毀損の別

」を

「

庁用車 の別 公用車

庁・公用車

亡失又は 毀損の別

亡失・毀損

」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第2号の次に次の2様式を加える。

様式第3号 (第12条関係)

貸出車運転記録簿

整理番号	車名	登録番号	年式	型式	車検有効期間	備考

課等の長	月日	運転時間		使用者	先行	出発時距離	帰着時距離	走行距離	給油量	備考
		自時	至時							
	/	分	分			km	km	km	l	
	/	分	分			km	km	km	l	
	/	分	分			km	km	km	l	
	/	分	分			km	km	km	l	
	/	分	分			km	km	km	l	

様式第4号 (第13条関係)

貸出車アアルコール検査記録簿

運転者名 登録番号	運転業務開始前						運転業務終了後					
	確認者	確認日時	確認方法	検知器 使用	酒気帯び の有無	その他必要 な指示事項	確認者	確認日時	確認方法	検知器 使用	酒気帯び の有無	その他必要 な指示事項
		/ : / :		有	有・無			/ : / :		有	有・無	
		/ : / :		有	有・無			/ : / :		有	有・無	
		/ : / :		有	有・無			/ : / :		有	有・無	
		/ : / :		有	有・無			/ : / :		有	有・無	
		/ : / :		有	有・無			/ : / :		有	有・無	

注 確認方法は、対面以外で行った場合のみ、その方法（電話等）を記載すること。
この記録簿は、1年以上保存すること。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

社会福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月15日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第30号

社会福祉法施行細則の一部を改正する規則

社会福祉法施行細則（昭和27年島根県規則第11号）の一部を次のように改正する。

本則に次の5条を加える。

（社会福祉連携推進法人の認定申請）

第8条 法第125条の規定による認定の申請は、様式第11号によるものとする。

（社会福祉連携推進法人の定款の変更申請）

第9条 法第139条第1項の規定による定款の変更の申請は、様式第12号によるものとする。

（社会福祉連携推進法人の定款の変更の届出）

第10条 法第139条第3項の規定による定款の変更の届出は、様式第13号によるものとする。

（社会福祉連携推進方針の変更の認定申請）

第11条 法第140条の規定による社会福祉連携推進方針の変更の認定の申請は、様式第14号によるものとする。

（社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可申請）

第12条 法第142条の規定による代表理事の選定又は解職の認可の申請は、様式第15号によるものとする。

様式第9号中「社会福祉法第2条第3項第8号に規定する事業（無料低額宿泊所）」を
「社会福祉法第2条第3項第8号に規定する事業（無料低額宿泊所）
※（サテライト型住居の設置

号に規定する事業（無料低額宿泊所）
□なし □あり → 別添9）」に改め、同様式添付書類中「別添8-4 事業開始時における契約書（金銭管理

）（金銭管理を実施する場合のみ）」を
別添9 サテライト型住居の名称、建物その他の設備の規模及び構造、福祉サ

ービスを必要とする者に対する処遇の方法」
に改める。

様式第10号の次に次の5様式を加える。

様式第11号（第8条関係）

社会福祉連携推進認定申請書
（表 面）

設立代表者	住所							
	氏名							
申請年月日								
ふりがな 法人の名称								
法人番号								
社会福祉連携推進法人 設立の趣意								
主たる事務所	所在地							
従たる事務所 ※ある場合のみ記載すること。	所在地							
実施する業務の内容 ※該当するものに○を付すこと。		社会福祉連携推進業務					その他業務	
		地域福祉支援業務	災害時支援業務	経営支援業務	貸付業務	人事確保等業務		物資等供給業務
資 産	純資産 ③-④	内				訳		
		①社会福祉連携推進目的事業財産	②その他の財産	③財産計 ①+②	④負債			
	円	円	円	円	円	円		
会 費 等	入会金		会費（月額・年額）		その他			
	円	円	円	円	円	円		

(裏 面)

	代表理事、理事、監事の別	役員の資格（該当に○）				氏名	親族等の特殊関係者の有無	他の法人の理事長への就任状況	
		社会福祉識見	福祉サービス実情	財務管理識見	その他			有無	法人名
役員									
職員数									
評議会の構成員	氏名					構成員の資格等（該当に○）			
						福祉サービスを受ける立場にある者	社会福祉に関する団体	学識経験を有する者	その他
社員	法人名称			法人格の種別		代表者氏名			

様式第12号（第9条関係）

定款変更認可申請書

（表 面）

申 請 者	主たる事務所の所在地		
	ふりがな 法人の名称		
	法人番号		
	代表理事の氏名		
定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由	内容		理由
	変更前の条文	変更後の条文	

(裏 面)

	内容		理由
	変更前の条文	変更後の条文	
定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由			

(注意事項)

変更前の条文と変更後の条文とを対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えないこと。

様式第13号（第10条関係）

定款変更届出書

(表 面)

届 出 者	主たる事務所の所在地		
	ふりがな 法人の名称		
	法人番号		
	代表理事の氏名		
定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由	内容		理由
	変更前の条文	変更後の条文	

(裏 面)

	内容		理由
	変更前の条文	変更後の条文	
	定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由		

(注意事項)

変更前の条文と変更後の条文とを対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えないこと。

様式第14号（第11条関係）

社会福祉連携推進方針変更認定申請書

（表 面）

申 請 者	主たる事務所の所在地		
	ふりがな 法人の名称		
	法人番号		
	代表理事の氏名		
社 会 福 祉 連 携 推 進 方 針 変 更 の 内 容 及 び 理 由	内容		理由
	変更前の記載	変更後の記載	

(裏 面)

	内容		理由
	変更前の記載	変更後の記載	
社会福祉連携推進方針変更の内容及び理由			

(注意事項)

変更前の記載と変更後の記載とを対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えないこと。

様式第15号（第12条関係）

第 号

年 月 日

島根県知事 様

社会福祉連携推進法人名

代 表 理 事 氏 名

代表理事の（選定・解職）に係る認可申請について

社会福祉法第142条の規定に基づき、代表理事の（選定・解職）に係る認可を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり貴庁の認可を申請する。

記

1.（代表理事に選定された者・解職された代表理事）の住所、氏名

住所	
氏名	

2.（選定・解職）の理由

--

（添付書類）

- ① 当該代表理事の履歴書（選定の場合に限る。）
- ② 当該代表理事の（選定・解職）に係る理事会議事録
- ③ その他当該代表理事の選定又は解職に関する参考資料

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

告

示

島根県告示第166号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和4年3月15日

島根県知事 丸山達也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
萩 健太郎	整形外科	益田地域医療センター医師 会病院	益田市遠田町1917番地2	令和4年2月28日
高尾 聡	外科	雲南市立病院	雲南市大東町飯田96番地1	令和4年2月28日
真鍋 薫	眼科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和4年2月28日
飯島 慶郎	内科	不登校／こどもと大人の漢 方・心療内科 出雲いいじ まクリニック	出雲市大社町杵築東454	令和4年2月28日
大洲 光裕	脳神経外科	出雲市民病院	出雲市塩冶町1536-1	令和4年2月28日
坂本 達則	耳鼻咽喉科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和4年2月28日

島根県告示第167号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和4年3月7日付けで県営土地改良事業に係る大塚地区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和4年3月15日

島根県知事 丸山達也

島根県告示第168号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和4年3月7日付けで県営土地改良事業に係る飯南地区（高屋工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和4年3月15日

島根県知事 丸山達也

島根県告示第169号

令和4年島根県告示第48号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示す

るとともにその要旨を告示する。

令和4年3月15日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不分明である通知の相手方
浜田市相生町1467-内1	中浦 宏
浜田市相生町1569、3090、3092	砂子 満
浜田市相生町2954-2、3039-7	佐々木 卓也
浜田市相生町3033-2	西野 忠義
浜田市相生町3048	大前 クラ

島根県告示第170号

令和4年島根県告示第27号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和4年3月15日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不分明である通知の相手方
浜田市生湯町949	三浦 梅太
浜田市生湯町949、950、1861-1	金山 新四郎 金山 新六 金山 米太
浜田市生湯町1860	江川 カメ 大峠 和幸 木下 喜代一 佐々木 ハルヨ
浜田市生湯町1866	濱本 敏雄
浜田市生湯町1870	大元 茂
浜田市生湯町1884	江川 豊三郎 田渕 友次 藤田 栄次郎 三浦 新吉
浜田市生湯町1994-3、1994-4	佐々木 京
浜田市宇野町1119-3、1119-5、1985	尾門 茂穂
浜田市宇野町2106-1	佐々木 康友
浜田市宇野町2231	佐々木 長太郎

島根県告示第171号

令和4年島根県告示第71号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相

手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を奥出雲町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和4年3月15日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
仁多郡奥出雲町鴨倉1072-9、1072-12	藤原 芳雄
仁多郡奥出雲町鴨倉1072-13	植田 秀昭
仁多郡奥出雲町鴨倉1076	内田 亀市 内田 善之助 内田 由太郎 松田 シケ 松原 捨次 松原 福太郎 松原 米八 森山 久五郎 吉川 猪庵

島根県告示第172号

令和4年島根県告示第39号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を隠岐の島町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和4年3月15日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
隠岐郡隠岐の島町油井一ノ谷371-1	岡田 幹愛
隠岐郡隠岐の島町那久中ノ谷1617、1618	阿部 眞澄

島根県告示第173号

令和4年島根県告示第40号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を隠岐の島町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和4年3月15日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
隠岐郡隠岐の島町都万矢越5745	井奥 實
隠岐郡隠岐の島町都万大津久平5959、5965、形津久6169、6180	吉田 関次郎

内水面漁場管理委員会指示

島根県内水面漁場管理委員会指示第4-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、ニホンウナギの繁殖保護を図るため次のとおり指示する。

令和4年3月15日

島根県内水面漁場管理委員会会長 門 脇 幹 男

1 制限の内容

(1) 採捕を禁止する水産動物

全長30センチメートルを超えるニホンウナギ

(2) 採捕を禁止する区域

島根県内の内水面（公共用水面及びこれと連接一体を成す水面）

(3) 採捕を禁止する期間

令和4年11月1日から令和5年3月31日まで。ただし、次に掲げる区域については、それぞれ次に定める期間とする。

ア 内共第1号の漁場の区域 令和5年1月1日から令和5年3月31日まで

イ 内共第4号の漁場の区域 令和4年12月1日から令和5年3月31日まで

2 適用除外

島根県漁業調整規則（令和2年島根県規則第93号）第45条第1項に規定する試験研究等を目的として、島根県内水面漁場管理委員会の承認を受けニホンウナギを採捕する場合においては、この指示を適用しない。

3 指示の有効期間

令和4年11月1日から令和5年3月31日まで